

(趣 旨)

第1条 この規程は、共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について本学と共同して研究を実施する地方公共団体及び民間企業等の外部機関（以下「民間機関等」という。）から受け入れる経費等を活用して設置運用し当該研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究講座」前条の規定により実施されるもので、民間機関等から受け入れる基礎的経費によって賄うものとして、学部及び大学院に置かれる講座をいう。
- (2) 「共同研究部門」前条の規定により実施されるもので、民間機関等から受け入れる基礎的経費によって賄うものとして、学部及び大学院に置かれる部門をいう。

(設置及び運営の原則)

第4条 共同研究講座等の設置及び運営は、本学における研究の進展及び充実を目的とし、学術に関する社会的要請その他の諸条件の変化への対応並びに研究体制における流動化、学際化及び公開化の推進に配慮して行うものとする。

2 共同研究講座等の設置及び運営にあたっては、本学の主体性が確保されるように十分に配慮するものとする。

3 第3条に定める「基礎的経費」には、次に掲げる経費が含まれるものとする。

- (1) 共同研究講座等の教員の人件費及び旅費交通費
- (2) 共同研究講座等における研究に必要な経費

(名 称)

第5条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付すものとする。

2 共同研究講座等の名称には、民間機関等が明らかとなるような字句を付すことができる。

(設置の申請)

第6条 学長、学部長、工学研究科長及び附置研究所等の長は、民間等から共同研究講座等の設置に係る共同研究の申込みがあった場合において、当該共同研究講座等の設置が本学における研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、その設置を学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 共同研究講座等申込書(別記様式第1号)
- (2) 共同研究講座及び研究部門の概要(別記様式第2号)
- (3) 担当教員予定者の履歴書(別記様式第3号)及び就任承諾書(別記様式第4号)

(設置の方法及び存続期間等)

第7条 共同研究講座等を設置するときは、全学教授会又は工学研究科教授会の意見を聴取して学長が決定し、常務理事会へ報告しなければならない。

- 2 共同研究講座等の存続期間は、原則として5年以下とする。
- 3 共同研究講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の手続に準ずる。
- 4 共同研究講座等の内容を大きく変更する場合、及び共同研究講座等を期間の途中で廃止する場合は、速やかに学長へ届け出なければならない。

(共同研究講座等教員及び構成等)

第8条 共同研究講座等には、教授、准教授、講師又は助教を1人以上置くものとし、必要に応じて助手及び職員等を置くことができる。

- 2 本学専任教員以外の共同研究講座等教員の雇用形態は、有期雇用職員、フルタイム又はパートタイマーとする。
- 3 共同研究講座等教員の選考は、原則として本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。ただし、当該講座の特質を考慮して学長が選考できるものとする。
- 4 共同研究講座等の教員の職務権限については、当該部署において、第4条第1項及び第2項の原則のもとに、必要な定めを置くことができる。
- 5 共同研究講座等の教員は、全学教授会又は工学研究科教授会での措置により、それぞれ「特命教授」又は「特命准教授」「特命講師」「特命助教」と称することができる。

(職務内容)

第9条 共同研究講座等を担当する教員は、当該講座等における研究に従事するほか、当該共同研究講座等における研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経費等)

第10条 共同研究講座等に対して民間機関等が負担する額は、原則として年間500万円以上とする。

- 2 当該研究の実施に伴う教職員給与、報酬手数料、機器備品費、旅費交通費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の合算額とする。なお、当該間接経費は直接経費の30%に相当する額とするものとする。
- 3 共同研究講座等の設置に係る経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、必要な経費を分割して受け入れることができる。

(成果の公表)

第 1 1 条 学長、学部長、工学研究科長及び附置研究所等の長は、共同研究講座等の存続期間が終了したときは、当該部署の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(特許等の取扱い)

第 1 2 条 共同研究講座等の担当教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、長崎総合科学大学知的財産取扱規程を準用する。

2 共同研究講座等において、本学及び民間機関等の担当者間の共同研究の結果、知的財産の創作がなされた場合は、当該知的財産の持ち分を定めた共同出願契約を別途締結した上、共同出願を行うものとする。

(共同研究規程の準用)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等における共同研究の取り扱いについては、長崎総合科学大学共同研究規程を準用する。

(事務局)

第 1 4 条 共同研究講座等にかかる事務は、オープンイノベーションセンター事務局が行う。

(補 則)

第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、学長が別に内規を定めることができる。

(改 定)

第 1 6 条 この規程の改定は、全学教授会の意見を聴取し、常務理事会が決定する。

付 則 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。